

介護保険の保険料が変わりました

町では、第6期介護保険事業計画(平成27~29年度)に必要な費用として、新たに介護保険の保険料を算定しました。高齢化が進み、サービスを利用する方や利用量が増大している現状などを考慮したもので、介護保険制度を健全に運営するためのものです。

介護保険の保険料は、所得に応じた負担となるよう、基準額(第5段階)を基に10段階に設定。基準額に「基準額に対する割合」を乗じ、100円未満の端数を切り捨てています。

第1段階の方は、本来納めていただくべき保険料(年額)は34,800円ですが、公費によって保険料が軽減され、実際に納めていただく保険料(年額)は31,365円となります。

(100円未満の端数は切り捨てていません)

詳しくは、下の表をご参照ください。



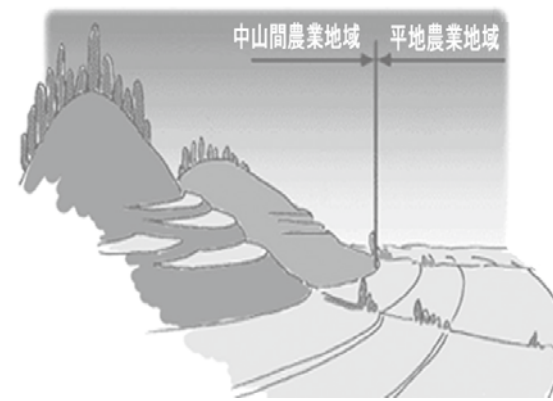
平成27年度介護保険料

区分	段階要件と算定方法	基準額に対する割合	保険料(年額) (平成26年度対比)
第1段階	▶生活保護の受給者 ▶高齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の方 ▶世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	× 0.50 ↓(軽減) × 0.45	34,800円 (4,000円増) ↓(軽減) 31,365円 (565円増)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方(第1段階に該当しない方)	× 0.65	45,300円 (5,300円増)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方(第1段階に該当しない方)	× 0.75	52,200円 (6,000円増)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	× 0.85	59,200円 (8,100円増)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	× 1.00	69,700円 (8,100円増)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	× 1.25	87,100円 (10,100円増)
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	× 1.45	101,000円 (11,700円増)
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	× 1.75	121,900円 (14,100円増)
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	× 1.85	128,900円 (21,100円増)
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	× 1.90	132,400円 (15,400円増)

問い合わせ先/役場健康推進課介護保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

ご存じですか? 地域農業を守り育てる

中山間地域等直接支払制度



中山間地域等って何?
「中山間地域等」とは、平野の外側の周辺部から山間地までのことを指しています。国土の7割程度の面積を占めていて、総人口の約14%が生産する地域であり、弟子屈町もこの地域に当てはまります。農業生産額、農家数、農地面積では、全国の約4割を占め、日本の農業・農村の中で重要な地位を占めています。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年度に第1期が始まり、平成26年度の第3期終了まで15年間にわたり実施されてきました。国(50%)、北海道(25%)、町(25%)がそれぞれの負担率で農業者の方などに直接交付金を支払い、農業生産活動などの推進を図ります。

中山間地域等直接支払制度
山間などの農業・農村が有する水源かん養機能や洪水防止機能などの多面的機能によって、下流域の住民の生産・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかし、こうした地域は高齢化が進む中、農地に傾斜地が多い、積算気温が著しく低く草地の占める割合が高いなど、平地に比べ農業として生産条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じています。これらの地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるように、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことで、多面的機能の確保を図るための制度です。

本町は、積算気温が2千300℃未満と極めて低い気象条件にあり、草地が耕地面積の80%以上を占める草地率の高い酪農地帯となっています。

制度の対象となる活動
対象となる活動は、集落協定に基づいて5年間以上継続される農業生産活動に加え、多面的機能を増進する活動として、集落が実態に合ったものを選択して実施されます。この農業生産活動などと多面的機能を増進する活動を合わせて共同取組活動といえます。これらの農業生産活動などを行う農業者の方

などの間で、対象とする農地の範囲と共同取組活動の内容を規定した集落協定を締結することで、農地面積に応じて交付金が交付されます。交付金は共同取組活動に充てるほか、協定参加者の農地面積に応じて個人に配分されます。

制度の趣旨の実現のためには、個々の農家の取り組み以上に、集団による取り組みが有効であることから、集落ぐるみの取り組みを推進することが重要なポイントとなっています。

平成22年度から始まった本町の取り組み
本町は、町内全域を一つの集落として「弟子屈集落協定」を締結し、平成26年度は141戸の農家や農業生産組合などが参加しました。平成22年度からは制度が一部改正され、担い手対策や食糧自給率向上に向けた農業生産を維持するための対策が組み込まれ、本町では地場牛乳のPRなどを積極的に行っています。

また平成27年度からは第4期対策(平成27~31年度)が始まり、中山間地域等直接支払制度は日本型直接支払制度の一つとして法律に基づいた制度に変わり、安定的な措置として実施されることになりました。今後もこの制度を活用し、地域農業の発展と地域経済の向上につながる取り組みを実施したいと考えています。今後も農業関係者、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

弟子屈町の26年度取組状況

弟子屈集落の平成26年度の対象草地面積は75,963,185㎡で、交付金総額は113,944,777円(交付単価1.5円/㎡)となっています。うち共同取組活動費に64,224,620円を配分し、農業者の耕作面積に応じて支払う個人配分とで約50%ずつに分けて使用しました。

【実施した主な共同取組活動】

- 良質な粗飼料の生産と収量の向上を図るための草地更新への助成。(21,619千円)
- 地場産牛乳のPRおよび商品開発、町民還元牛乳の配布など。(1,731千円)
- 伝染病の侵入防止対策。(2,152千円)
- 公共牧場の利用促進と牛の環境改善のための施設整備など。(6,953千円)
- 農村景観整備のためのヒマワリ畑の設置や施設花壇整備。(3,000千円)
- 生乳生産量を確保するための良質乳牛の導入。(6,300千円)

この制度は、日本の農業政策上重要な取り組みです。農業者の方に直接交付金を支払うことから、町民の皆さんの理解の下、明確かつ合理的・客観的な基準により透明性を確保して実施しなければなりません。こうした観点から、集落の概要や実施状況を今後も公表していきます。

問い合わせ先/役場農林課農政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)